

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第59号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「路上喫煙等禁止区域」を「路上喫煙等対策強化区域」に改める。

第2号様式備考以外の部分を次のように改める。



第3号様式注以外の部分及び第4号様式備考以外の部分中「路上喫煙等禁止区域」を「路上喫煙等対策強化区域」に改める。

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課)